

開催期日 令和4年6月17日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ2

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和4年6月17日 午後1時30分
閉 会 令和4年6月17日 午後2時21分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ2

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～第3号 処分について

協議事項 中島村農業委員会の令和3年度の目標及びその達成
に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和4年度
最適化活動の目標の設定等（案）について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間 俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森 枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和4年第6回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

どうも改めましてこんにちは。第6回の中島村農業委員会総会のご案内申し上げたところ、季節柄大変お忙しい中、ご出席ありがとうございます。ご苦勞様でございます。

一昨日梅雨に入ったということで、今日は天気が良いですが、これから本番の長雨の季節で、いろいろとご苦勞なざる場面が多いのではないかとご推察申し上げます。

6月の月上旬にひょうが降りましたね。これがかなり酷かったということで、私も県の農業会議の審議会で福島の方に行くのですが、県北の方の皆さんにお聞きしますと、やはり果樹類、梨とかりんご、桃などがかなり被害を被っているという状況だそうです。それと同時に、須賀川方部の露地のきゅうりなどもかなり酷いということで、私も見に行ってきたのですが、ざっくり申し上げまして中通りを中心に12億8千万くらいの被害を被ったということで、本当に深刻だそうです。石川方面なんかは被害があったそうですが、大きな被害にならなかったというのが不幸中の幸いかなと思います。そして先ほどもお話したのですが、きゅうりなんかは被害に遭った後は回復するのに長く時間がかかるということで、新たに苗を植え替えし、かなり出荷量が減るの

ではないかということで、今年はひょうにやられてしまった大変な状況下でございます。

さて、本日の議事でございますが、議案3件と協議事項がございますので、どうぞ慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。本日は大変ご苦勞様でございます。ありがとうございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、3番天倉光喜農業委員、4番鈴木一男農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第8号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番小室英将推進委員

議案第1号受付番号第8号につきまして、6月9日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても6月9日に確認いたしましたが無問題で、また、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番宮本直人農業委員

議案第1号受付番号第8号につきまして、只今小室推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、小室推進委員と同様に、現地についても6月9日に確認いたしましたが無問題で、また、譲受人は農家であり、耕作についても問題はないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号及び議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、関連した案件であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第2号及び議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号及び議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第9号及び議案第3号受付番号第10号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第2号受付番号第9号及び議案第3号受付番号第10号につきまして、6月7日に、設定人及び譲渡人・●●●●さん、被設定人及び譲受人・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても6月7日に水野谷委員と確認しましたが問題はなく、また、周辺農地と協調し影響を与えることがないように利用することを確認致しました。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第2号受付番号第9号及び議案第3号受付番号第10号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても6月7日に確認しましたが問題はなく、周辺農地と協調し影響を与えることがないように利用することを確認致しました。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号及び議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了につき協議事項に入る旨を宣し、事務局に説明を求めた。

事務局

協議事項・中島村農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明した。

議 長

只今、事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

事務局長

追加説明させていただきますと、今年の5月に人・農地プランが国の方で法定化されまして、地域の農業をなんとか立て直そうということで、来年のおそらく4月1日から制度が始まり、その中で国は農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となって、各地区の将来の農業をどうしていくかという「まとめ役」をやってほしいと言っています。18ページにある人・農地プランにおける目標地図作成に向けた先進事例研修、農地所有者の意向把握というのが、以前農政サイドで人・農地プランのアンケートを1度出しているんですけども、それからもう5～6年経っていますから、今、どういう状況かというのを把握するために農地所有者の意向確認を行いたいと思います。ここで言っている目標地図、例えば川原田地区の中で離農する人の田んぼはここ、75歳以上の人の田んぼはここ、それが5年後になるとここまで広がるとなった時に、地元の認定農業者の方で誰がどこをやるとか、家族や親戚に継いでもらう、誰かにやってもらいたい、国に貸してもいいというような流れを、目標プランを立てて進めてくださいという話になっています。それを今回計画の中に盛り込みましたので、この内容で異論なければ（案）を取らせていただいて、決定とさせていただきます。

議 長

その他、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、(案)を抹消し、中島村農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等が決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、協議事項終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 令和5年度農業施策に関する意見の提出等の検討について

二点目 農地法第3条の許可基準について

三点目 次回の農業委員会総会は、7月15日(金)に役場2階会議室で行う。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和4年6月17日 午後2時21分